

消 防 計 画

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この計画は、消防法第 8 条第 1 項に基づき _____ に
おける防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防
及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この計画は、 _____ に勤務し、出入し、又は居住するすべ
ての者に適用するものとする。

(防火管理者及び事務局)

第 3 条 防火管理者は _____ とし、本計画の運用にあたってすべての
事務を行うものとする。

(防火管理者の権限及び業務)

第 4 条 防火管理者は、防火管理に関する一切の権限を有するとともに、次の業務を
行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報及び避難訓練の実施並びにその指導
- (3) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) 防火担当責任者に対する指導監督
- (7) 収容人員の管理
- (8) 管理権原者に対する助言及び報告
- (9) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告並びに連絡)

第 5 条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出並びに連絡を行う
ものとする。

- (1) 消防計画の提出
- (2) 建屋、諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく届出
- (3) 消防設備等の点検結果の報告
- (4) 教育訓練指導の要請
- (5) その他法令に基づく報告並びに防火管理上についての必要事項

(不備欠かん事項の整備)

第6条 防火管理者は、各点検検査に基づく不備欠かん事項について改修計画を樹立し、その促進を図るものとする。

(火災予防上の遵守事項)

第7条 施設内に出入りする者は、火災等の災害を防止するため次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた場所以外では、火気の使用及び喫煙をしないこと。
- (2) 防火管理者等は、施設内の喫煙行為に注意し、必要に指示を行うこと。
- (3) 避難口に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、避難口の付近には避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。

第2章 自衛消防活動対策

(自衛消防組織)

第8条 火災、地震、その他の災害が発生したとき、被害を最小限にとどめるため、自衛消防組織を編成する。この組織及び分担については、別表1のとおり定めるものとする。また、防火管理者は、自衛消防活動における一切の権限を有し、次の任務を行うものとする。

- (1) 施設内にいる者の避難開始命令及び、避難状況の把握
- (2) 各種災害の状況を把握し、自衛消防活動上必要な指揮、命令
- (3) 消防機関の災害現場への誘導及び情報の提供

(通報、連絡)

第9条 火災を発見したものは、通報連絡係を通じて、直ちに消防署へ通報するとともに、周辺に火災発生を知らせる。

(消火活動)

第10条 初期消火係は、火災発生の覚知と同時に、発生場所に急行して消火器等を操作し、初期消火を行うものとする。

(避難誘導)

第11条 避難誘導係は、火災発生の覚知と同時に施設内の非常口を開放し、避難者の安全な避難誘導を行うものとする。

(消防隊への情報提供等)

第12条 通報連絡係は、到着した消防隊に対して、火災の延焼状況、燃焼物件、出火場所、逃げ遅れたものの有無等について情報を提供すること。

(自衛消防訓練)

第13条 防火管理者は、次により訓練を行い災害時における諸活動の熟練を図るものとする。

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	○消火、通報及び避難訓練を連携して行う。 ○必要に応じて消防機関の指導を要請する。	年 回
部分訓練	○指揮、消火、通報及び避難などの各訓練を個別に任務や行動を確認するため実施する。	年 回
災害訓練	○震災を想定し、会社独自又は市等の行う訓練に参加する。	年 回

2 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、事前に消防本部に届出るものとする。

第3章 災害対策

(震災予防対策)

第14条 各点検検査班及び火元責任者は、地震時の災害を予防するために各種点検、検査に合わせて次の事項を行う。

- (1) 建築物に付随する看板、各種機器、照明器具等の落下防止措置
- (2) 火気使用設備器具等の耐震安全装置の作動確認
- (3) 火気使用設備器具の周囲に転倒又は落下する恐れのある物品の除去
- (4) 危険物の漏洩、流出などの予防措置
- (5) 大規模な地震の発生に関する予知情報又は警戒宣言が発令された場合には、営業等の自主規制処置を行う。

(地震後の安全確認)

第15条 防火管理者は、地震時の二次災害を防止するため、各火元責任者を指揮し、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し破損、変形等の個所について応急措置を行うとともに、全機器について安全を確認後、使用供給を開始すること。

(地震時の活動)

第16条 地震時の活動は、第3章各条によるほか、次の事項について行うものとする。

- (1) 防火管理者及び自衛消防隊員は、人命安全確保を図るための措置を積極的に実施するとともに施設内の者に対し指導を行うものとする。
- (2) 防火管理者及び火元責任者は、火気使用設備器具からの出火防止措置を行う。

(3) 施設内で火災発生危険を伴う器具を使用しているものは、電源や熱源を停止し、安全を確保する。

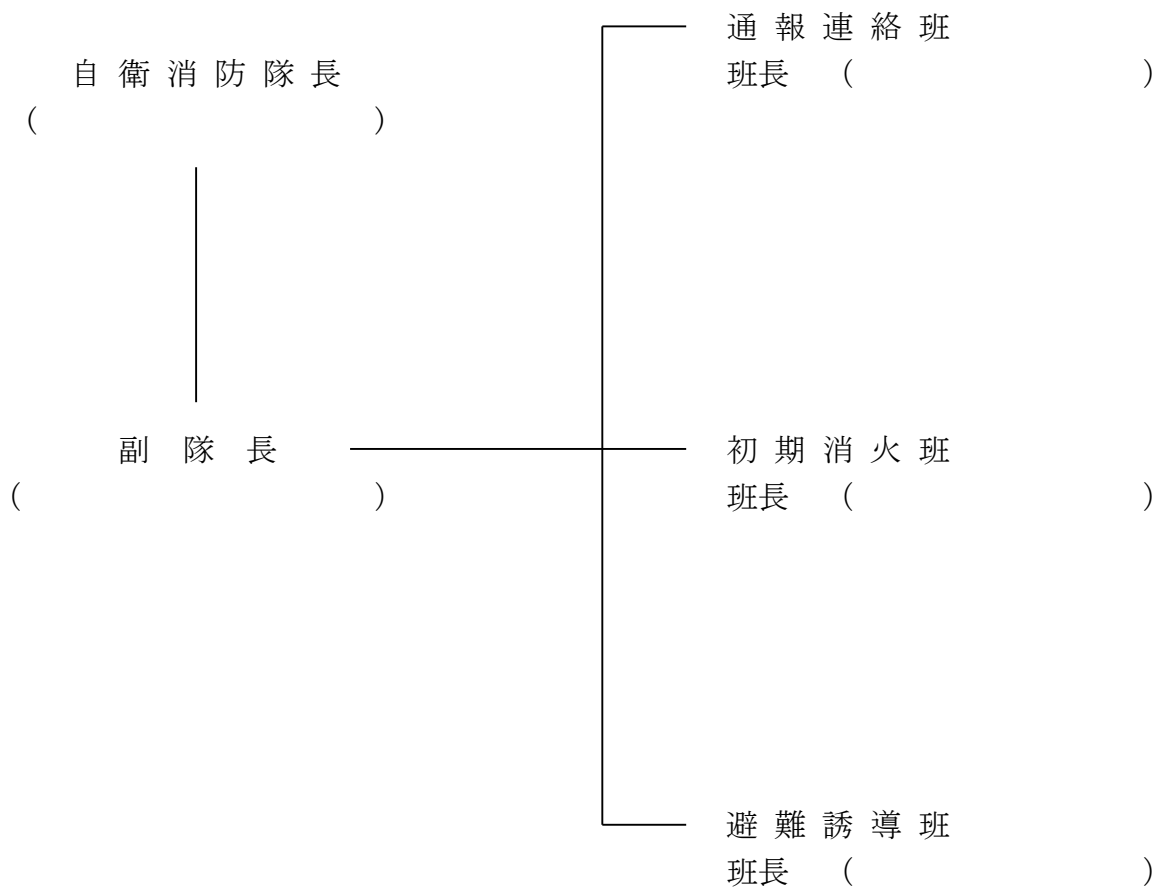
(4) 自衛消防隊員は、消防活動体制をとる。

(避 難)

第17条 防火管理者は、大規模な地震の発生に関する予防情報又は警戒宣言が発令された場合には、ただちに営業を停止するとともに施設内の者に伝達し、屋外の安全な場所に避難誘導する。

附 則

この消防計画は、 年 月 日から施行する。



(注) 各班の任務は次のとおりとする

- 1 通報連絡班 ①消防署（１１９）への通報
②関係者等へ火災の連絡
③消防隊へ情報の提供
- 2 初期消火班 ①消火器や水バケツ等による初期消火
②消火栓等、設備を使用した初期消火
- 3 避難誘導班 ①非常口の開放
②避難器具等を使用し安全な場所へ避難させる